

指定訪問看護事業の運営規程

第1条 株式会社アイ・スマートが開設する訪問看護ステーションさくらいろが行う指定訪問看護事業の適正な運営を確保するために、人員及び管理運営に関する事項を定める。

(事業の目的)

第2条 要介護状態又は要支援状態にある者（以下「要介護者等」という。）に対し、適正な指定訪問看護を提供することを目的とする。

(運営の方針)

第3条 1. 指定訪問看護事業所の看護師等は要支援者又は要介護者等の心身の特性を踏まえ、居宅において、その有する能力に応じ、自立した日常生活を営むことができるよう、療養生活を支援し、心身の機能の維持回復を図る。
2. 指定訪問看護の実施にあたっては、居宅介護支援事業者その他保健医療サービス又は福祉サービスを提供する者との密接な連携に努めるとともに、関係市町村とも連携を図り、総合的なサービスの提供に努める。

(名称及び所在地)

第4条 名称及び所在地は次の通りとする。

- (1) 名 称 訪問看護ステーション さくらいろ
- (2) 所在地 兵庫県三木市志染町西自由が丘2丁目119番地の2

(従業者の職種、員数、及び勤務内容)

第5条 従業者の職種、員数、及び職務内容は以下の通りとする。

- ① 管理者 看護師 1 名
管理者は、事業所の従業者の管理、及び業務の管理を一元的に行うとともに、自らも指定訪問看護の提供にあたる。
- ② 訪問看護職員 看護師、准看護師、3人以上配置する（常勤換算 2.5人以上）
訪問看護職員は、指定訪問看護の提供にあたる。
- ③事務職員 1 人（常勤）必要な事務を行う

(営業日及び営業時間)

第6条 事業所の営業日及び営業時間は次の通りとする。

- (1) 営業日：月曜日～土曜日
ただし、12月30日～1月3日を除く。
- (2) 営業時間
9：00～17：00
- (3) 電話等により、24時間常時連絡が可能な体制とする。

(指定訪問看護の内容)

第7条 1. 指定訪問看護の種類は次の通りとする。

- ① 訪問看護費 指定訪問看護ステーションの場合
- ② 緊急時訪問看護加算（届出）
- ③ 特別管理体制
- ④ ターミナル・ケア体制
- ⑤ サービス提供体制強化加算

2. 指定訪問看護は、文書による医師の指示に基づき、要支援者・要介護者に対する心身の機能の回復を図るため、療養上の目標と具体的なサービスの内容を記載した訪問看護計画書を作成するとともに、訪問看護計画書の主要な事項について、利用者又はその家族に説明し、医学の進歩に対応し、適切な看護を提供する。

3. 看護師等は、訪問記録を作成し、訪問日、提供した看護内容等を記載する。

(通常の事業の実施範囲)

第8条 三木市

(利用料その他の費用の額)

- 第9条
1. 指定訪問看護を提供した場合の利用料の額は、厚生労働大臣が定める基準によるものとし、指定訪問看護が法廷代理受理サービスであるときは、その1～3割の額とする。
 2. 第8条に規定した通常の事業の実施地域を超えて行う指定訪問看護事業に要した交通費については、その実費を徴収する。
・通常の事業実施地域を超えてから1kmごと 20円
 3. 交通費の徴収に際しては、あらかじめ利用者又はその家族に対し、当該サー

ビスの内容及び費用について説明を行い、利用者の同意を得る。

(緊急時における対応方法)

第10条 指定訪問看護の提供を行っているときに、利用者に病状の急変等が生じた場合は、必要に応じて、臨時応急の手当を行うとともに、速やかに主治医への連絡を行い、指示を求める。

(その他運営に関する留意事項)

- 第11条 1. 指定訪問看護事業所は、従事者の質的向上を図るための研修の機会を設け、業務体制を整備する。
- (1) 採用時研修 採用後 3 か月以内
 - (2) 継続研修 年 1 回以上
2. 従事者は、業務上知り得た利用者又は家族の秘密を保持させるため、従業者でなくなった後においても、これらの秘密を保持させるべき旨に従業者との雇用契約の内容とする。
3. この規程に定める事項の外、運営に関する重要事項は、法人と、事業所の管理者との協議に基づいて定めるものとする。

(虐待防止のための措置)

- 第12条 本事業所は、利用者の人権擁護、虐待防止等のため次の措置を講ずるものとする。
- (1) 虐待防止のための対策を検討する委員会を定期的を開催するとともに、その結果について、従業者に周知徹底を図る。
 - (2) 虐待防止のための指針を整備する。
 - (3) 従業者に対し、虐待防止のための研修を定期的を実施する。
 - (4) 前 3 号に掲げる虐待防止に関する措置を適切に実施するための担当者を置く。
 - (5) 本事業所は、サービス提供中に、当該事業所従事者又は擁護者（利用者の家族等高齢者を現に擁護するもの）による虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合は、速やかにこれを市町村に通報するものとする。

令和 7 年 3 月 13 日作成

令和 7 年 6 月 1 日から施行